

企 発 第 230 号
平成 18 年 2 月 27 日

企業会計基準委員会 御中

社団法人 日本貿易会
経 理 委 員 会

「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」
に関するコメントについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

1月27日に貴会より公表されました論点整理につきまして、当会において検討致しました結果、次の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮頂きたく、よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

第2項 ソフトウェア取引の収益認識について

- ・ 公開草案「1(2)ソフトウェア及びその取引の性質」に示されている通り、多段階請負構造が慣行化している中で、取引の実在性を確認する基準として第2項(1)では「手数料収入のみを得ることを目的とする取引の代理人を通じて販売する取引は委託販売として捉える」と簡単に規定されておりますが、より公正な会計処理を周知徹底するためには、各取引における収益認識の妥当性を判断する基準として、取引主体者の役割や付加価値の創造等の観点から、より具体的な基準を示すことが望ましいと考えます。

第4項 ソフトウェア取引の収益の総額表示についての会計上の考え方について

- ・ 取引の実態に沿って、収益を「総額表示」、「純額表示」に区分して処理することを求めている内容ですが、その場合には、米国基準にあるように総額と純額を区分する際の判断の基準となるような明確な指標の設定が必要になると考えます。
本文中では、収益を総額表示するにあたり、販売者が負うリスクの有無を検討しなければならないケースの例示が2項目挙げられているのみであり、実務上、収益を区分する際の判断基準としては、不十分であると考えます。
- ・ 例えば、連結子会社が制作したソフトウェアを親会社へ販売(収益を総額表示すべき取引に該当するケース)、親会社が同ソフトウェアを一般取引先へ転売(収益を総額表示すべきでない取引に該当するケース)する取引が想定されます。かかる取引は、連結決算上、連結グループとして収益を総額表示すべきものに該当すると考えますが、連結決算における連結会社間取引の取扱いについても示して頂き度い。

第5項 適用開始時期について

- ・ 2006年度より適用とするものの、2005年度早期適用も可とし、かつシステム・取引内容・見直し等の影響も考慮し2007年度からも可としており、適用時期に幅があり過ぎるため、会計基準としての強制力・規範性に疑念を抱かざるを得ないと危惧します。

その他

全体的な構成について

- ・ ソフトウェア取引はわかりにくく、複雑であるという前提で議論が始まっており、一方で本実務対応報告では、大まかな類型を「市場販売目的ソフトウェア」、「受注製作のソフトウェア」、「複合取引」と3つに分けて記載していますが、どれも実務対応報告と言いながら、実務上の判断を助けるに足るものとは言いがたいといえるのではないかと考えられます。

少なくとも、用語の定義、示す範囲等についてはある程度のガイドラインを示すとともに、Q&A方式等で実際に行われている取引事例のいくつかを挙げて説明するとともに、基本となる見解を示すべきと考えます。

例えば、複合取引において「有機的の一体として機能する場合」や注9に「関連するサービス費用を一括して計上する」という表現があるが、一体とはどこまでを想定しているのか、「関連する」とはどの程度を想定しているのか、境界があいまいすぎるのではないかと考えられます。情報産業サービスはこのような部分が曖昧である業界であるからこそ取引を会計に反映することが困難といわれていると考えられるので、ある程度具体的な事例・指針を出さない限り、本実務対応報告を出してもあまり効果がないのではないかと考えられます。

具体的な設例の追加依頼（例：使用許諾的な取引事例の対応）

- ・ ソフトウェア取引については、元来は自社利用ソフトウェア目的で作成したものが、その完成度の高さや利便性において自社の使用実績にもとづき販売するにたる、もしくは評判にもとづき外部から使用の許可を求められ、販売用ソフトウェアとしても使用するようになってくるものがあります。このような場合は、所有権（マスタープログラム）は開発会社が保有したまま外部の新たな使用者に使用をさせFeeをとるような場合があります、いわゆる「使用許諾」に似た形式をとる場合があります。こうした場合、基本的には賃貸借処理に基づき収益認識すると思われませんが、契約期間後は提供したプログラムを実質的に譲渡したものとおなじような形になることが多く、本実務対応報告でいう「市場販売目的ソフトウェア」と「受注製作のソフトウェア」の性質が混在したような取引形態になる場合があるのではないかと考えられます。このような取引についてどのように考えたらよいか本実務対応報告では明確に回答が出ないのではないかと考えます。

以 上